

令和2年度 第2回地域密着型サービス運営部会次第

日時：令和3年3月22日（月）全体会終了後

場所：三条市役所 4階 第2委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

ア 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部改正について … 資料1

イ 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
における施設整備計画について … 資料2

ウ 指定地域密着型サービス事業者の指定について … 資料3

3 その他

4 閉 会

ク 指定認知症対応型共同生活介護事業者が行う事業の評価方法について、(2)コと同様の規定の整備を行う。(第 88 条関係)

4 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が見直されたことから、本市においてもこれに準じるため、必要な改正を行うもの

2 改正する条例

- (1) 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「地域密着型サービス基準条例」という。）
- (2) 三条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）

3 改正の内容

(1) 2に掲げる各条例に共通する改正事項

- ア 介護サービス事業者に、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等をするとともにこれらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるため、規定の整備を行う。（地域密着型サービス基準条例第5条、第33条等、地域密着型介護予防サービス基準条例第4条、第28条等、指定介護予防支援等基準条例第4条、第20条等及び指定居宅介護支援等基準条例第4条、第21条等関係）
- イ 介護サービス事業者に、介護サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることを義務付けるため、規定の整備を行う。（地域密着型サービス基準条例第5条、地域密着型介護予防サービス基準条例第4条、指定介護予防支援等基準条例第4条及び指定居宅介護支援等基準条例第4条関係）
- ウ 介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を義務付けるため、規定の整備を行う。（地域密着型サービス基準条例第34条、第58条等、地域密着型介護予防サービス基準条例第29条及び第82条、指定介護予防支援等基準条例第21条並びに指定居宅介護支援等基準条例第22条関係）
- エ 介護サービス事業者に、感染症や災害が発生した場合において、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築を求める観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるため、規定の整備を行う。（地域密着型サービス基準条例第34条の2、地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2、指定介護予防支援等基準条例第21条の2及び指定居宅介護支援等基準条例第22条の2関係）
- オ 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等の防止に関し、次に掲げ

る区分に応じ、それぞれに定める取組を義務付けるため、規定の整備を行う。

(地域密着型サービス基準条例第 35 条及び第 173 条、地域密着型介護予防サービス基準条例第 32 条、指定介護予防支援等基準条例第 23 条の 2 並びに指定居宅介護支援等基準条例第 24 条の 2 関係)

(ア) 施設系サービス 現行の取組に加え、従業者に対し訓練を実施すること。

(イ) 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援及び居住系サービス 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を行うこと。

カ 各条例において実施が求められる会議等について、テレビ電話等を活用した実施を認めるため、規定の整備を行う。(地域密着型サービス基準条例第 35 条、第 41 条等、地域密着型介護予防サービス基準条例第 32 条、第 38 条の 2 等、指定介護予防支援等基準条例第 23 条の 2 及び第 29 条の 2 並びに指定居宅介護支援等基準条例第 24 条の 2 関係)

キ 運営規程等の重要事項の掲示について、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等による方法でも可能とするため、規定の整備を行う。(地域密着型サービス基準条例第 36 条、地域密着型介護予防サービス基準条例第 33 条、指定介護予防支援等基準条例第 24 条及び指定居宅介護支援等基準条例第 25 条関係)

ク 重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意等及び介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等のうち、書面で行うこととされるものについて、電磁的記録により行うことができることとするため、規定の整備を行う。(地域密着型サービス基準条例第 205 条、地域密着型介護予防サービス基準条例第 92 条、指定介護予防支援等基準条例第 36 条及び指定居宅介護支援等基準条例第 35 条関係)

ケ その他必要な規定の整理を行う。

(2) 地域密着型サービス基準条例に関する改正事項

ア 指定夜間対応型訪問介護事業所について、次に掲げる措置を認めることとするため、規定の整備を行う。(第 49 条及び第 58 条関係)

(ア) 利用者等からの通報を随時受け付けるため原則として専任とされているオペレーターについて、同一敷地内にある介護事業所等の職員又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。

(イ) 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。

(ウ) 複数の事業所間の契約に基づき、当該事業者がオペレーションセンターサービスを一体的に行うこと。

イ 指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供をするように努めなければならない旨を定める。(第 59 条関係)

ウ 指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指

定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に、認知症介護に係る基礎的な研修をその従業者に受講させるため必要な措置を講ずることを義務付けるため、規定の整備を行う。（第 61 条の 13、第 125 条、第 148 条、第 171 条及び第 189 条関係）

エ 原則として専任とされている共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者と、当該事業所の他の職務との兼務を可能とするため、規定の整備を行う。（第 68 条関係）

オ 原則として専任とされている指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員について、当該事業所に指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を併設する場合は、当該施設との兼務を可能とするため、規定の整備を行う。（第 84 条関係）

カ 過疎地域における指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業者の事業の効率的運営のために必要と市が認める場合において、市町村介護保険事業計画の期間に限り、利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供ができることとするため、規定の整備を行う。（第 103 条関係）

キ 共同生活住居につき 1 人以上の配置とされている夜間及び深夜の時間帯を通じた指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員体制について、共同生活住居の数が 3 であって、円滑な利用者の状況把握が可能であり、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、当該職員体制を夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 人以上とすることを可能とするため、規定の整備を行う。（第 112 条関係）

ク 共同生活住居ごとに置かなければならない認知症対応共同生活介護計画の計画作成担当者を、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くこととし、要件の緩和を行うため、規定の整備を行う。（第 112 条関係）

ケ サテライト型事業所（同一の指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該事業者の本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。）に係る従業員及び共同生活住居については、次に掲げる措置を行うため、規定の整備を行う。（第 112 条、第 113 条及び第 115 条関係）

（ア） 原則として介護支援専門員が行うこととされる計画作成担当者について、厚生労働大臣が定める研修を修了している者が行うことができること。

（イ） 原則として専任とされている共同生活住居の管理者について、本体事業所との兼務を認めること。

（ウ） 原則として 3 以内とされている事業所が有する共同生活住居の数について、サテライト型事業所については 2 以内とすること。（第 115 条関係）

コ 指定認知症対応型共同生活介護事業者が行う事業の評価方法について、従来は外部の者による評価を受けることとされていたが、運営推進会議における評価を加え、これらのいずれかの評価方法を選択できることとするため、規定の

整備を行う。(第 119 条関係)

サ 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業員のうち、栄養士とされていたものを管理栄養士でも認めることとし、当該従業員について、他の社会福祉施設等と連携を図ることにより入所者に影響がない場合は、これを置かないことを可能とするため、規定の整備を行う。(第 153 条関係)

シ 指定地域密着型介護老人福祉施設とユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合において、介護職員及び看護職員の当該施設間における兼務を可能とするため、規定の整備を行う。(第 153 条関係)

ス 指定地域密着型介護老人福祉施設に、入所者の栄養管理及び口腔衛生の管理を行うことを義務付けるため、規定の整備を行う。(第 165 条の 2 及び第 165 条の 3 関係)

セ 指定地域密着型介護老人福祉施設に、事故発生の防止及び発生時の対応に係る担当者を置くことを義務付けるため、規定の整備を行う。(第 177 条関係)

ソ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室に係る要件について、次のように整備を行う。(第 182 条関係)

(ア) 入居定員を、現行の「おおむね 10 人以下」から「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」に改める。

(イ) 感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。

(3) 地域密着型介護予防サービス基準条例に関する改正事項

ア 指定共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者について、(2)エと同様の規定の整備を行う。(第 11 条関係)

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者について、(2)ウと同様の規定の整備を行う。(第 29 条及び第 82 条関係)

ウ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員について、(2)オと同様の規定の整備を行う。(第 45 条関係)

エ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者について、(2)カと同様の規定の整備を行う。(第 59 条関係)

オ 夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数について、(2)キと同様の規定の整備を行う。(第 72 条関係)

カ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所について、(2)クと同様の規定の整備を行う。(第 72 条関係)

キ サテライト型事業所(同一の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該事業者の本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。)に係る従業員及び共同生活住居について、(2)ケと同様の規定の整備を行う。(第 72 条、第 73 条及び第 75 条関係)

イ 募集スケジュール

令和4年1月中旬⇒募集要項の公表(ホームページ掲載及び市内事業者へ周知)

2月中旬⇒高齢介護課における書類審査

3月上旬⇒選定委員会による審査

中旬⇒整備事業者の決定・結果通知

ウ 選定委員会について

三条市介護保険運営協議会地域密着型部会員等を委員とする選定委員会により、事業者の最終審査を行う。

選定委員会においては、応募事業者によるプレゼンテーションを行い、審査の参考とする。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）における施設整備計画について

1 基本的考え方

介護保険サービスの充実にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指す地域包括ケアの考え方を踏まえ、居宅サービスや地域密着型サービスの拡充を図りつつも、市民のニーズに適切に対応し、在宅生活が困難な高齢者が入所できるよう長期的な視点に立った施設整備を行う。

2 施設整備の概要

(1)在宅生活困難な方のセーフティネット

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム) 29床

- ◎施設の概要：所在地の被保険者のみが入所できる定員29人以下の小規模特別養護老人ホーム
- ◎入所対象者：原則、要介護3～5で在宅での介護が困難な方
※要介護1又は2の方でも認知症や世帯の状況等から特別養護老人ホーム以外での生活が困難と認められる場合は、特例的に入所対象者とすることができる。

(2)増加する認知症高齢者への対応

認知症対応型共同生活生活介護(認知症高齢者グループホーム) 36床

- ◎施設の概要：認知症高齢者が、家庭に近い雰囲気の中で専門職員のケアを受けながら共同生活を送る施設
- ◎入居対象者：要支援2～要介護5までの認知症高齢者

(3)多様化する施設ニーズへの対応

特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム) 50床

- ◎施設の概要：有料老人ホーム等に入居している要介護者等に対して施設サービス計画を作成し、これに基づき入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練等を提供する施設
- ◎入居対象者：施設での生活を希望する高齢者（要介護認定を受けていない方を含む）

3 年度別・日常生活圏域別の施設整備計画

(1) 地域密着型サービス（施設・居住系サービス）

	R3年度		R4年度		R5年度		計	
	事業所数(か所)	定員(人)	事業所数(か所)	定員(人)	事業所数(か所)	定員(人)	事業所数(か所)	定員(人)
認知症対応型共同生活介護	—	—	1	18	1	18	2	36
嵐北圏域	—	—	1	18	—	—	1	18
嵐南圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
井栗大崎圏域	—	—	—	—	1	18	1	18
大島圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
栄圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
下田圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	—	—	1	29	1	29
嵐北圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
嵐南圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
井栗大崎圏域	—	—	—	—	1	29	1	29
大島圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
栄圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
下田圏域	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

特定施設については整備圏域の指定はせず、事業者の提案によるものとする。

	R3年度		R4年度		R5年度		計	
	事業所数(か所)	定員(人)	事業所数(か所)	定員(人)	事業所数(か所)	定員(人)	事業所数(か所)	定員(人)
特定施設入居者生活介護	1	50	—	—	—	—	1	50
混合型特定施設	1	50	—	—	—	—	1	50
介護専用型特定施設	—	—	—	—	—	—	—	—

4 令和3年度における施設整備に係る事業者の公募等について（案）

（1）特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

ア 募集の内容

	整備年度	整備圏域	利用定員	整備方法	備考
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム） 1施設	R3年度	圏域の指定なし	50人	創設（既存施設の転換を含む）	特定施設については、有料老人ホーム※注2）又は、サービス付き高齢者向け住宅※注3）のうち有料老人ホームの要件も併せて満たすものとする。

※注2）有料老人ホーム：老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、「洗濯、掃除等の家事又は「健康管理」のいずれかを提供する施設

※注3）高齢者の安否確認・生活相談等のサービスを行うバリアフリー構造の住宅

イ 募集スケジュール

令和3年4月中旬⇒募集要項の公表（ホームページ掲載及び市内事業者へ周知）

5月中旬⇒高齢介護課における書類審査

下旬⇒選定委員会による審査

6月上旬⇒整備事業者の決定・結果通知

ウ 選定委員会について

三条市介護保険運営協議会地域密着型部会員等を委員とする選定委員会により、事業者の最終審査を行う。

選定委員会においては、応募事業者によるプレゼンテーションを行い、審査の参考とする。

（2）地域密着型サービス（居住系サービス）

ア 募集の内容

	整備年度	整備圏域	利用定員	整備方法	備考
認知症対応型共同生活介護 1施設	R4年度	嵐北圏域	18人 (2ユニット)	創設（既存施設の転換を含む）	

※注1）サテライト型施設：既存の特別養護老人ホーム等の分館的施設。看護職員等について本体施設との兼務が可能

2 指定更新事業所の概要

(1) 小規模多機能型居宅介護

事業所名	ライフケア 花みずき
所在地	三条市島潟 221 番地 1
設置者名	社会福祉法人 県央福祉会
指定更新日	令和2年5月1日
登録定員	25 人

(2) 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護

事業所名	あさひケアステーション
所在地	三条市直江町二丁目5番48号
設置者名	株式会社あさひコモンズ
指定更新日	令和2年8月1日
利用定員	—

(3) 地域密着型通所介護

事業所名	GENK I NEXT 新潟三条
所在地	三条市東裏館二丁目21番36号 佐藤産業ビル1階
設置者名	株式会社 雨に唄えば
指定更新日	令和2年9月1日
利用定員	17 人

(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	グループホーム ころろつくし
所在地	三条市西大崎二丁目4番10号
設置者名	社会福祉法人 報徳福祉会
指定更新日	令和2年10月1日
定員	9人

令和2年度 指定地域密着型サービス事業者の指定について

1 指定事業所の概要

(1) 認知症対応型通所介護

事業所名	愛の家グループホーム三条上須頃
所在地	三条市上須頃 1521 番地 1
設置者名	メディカル・ケア・サービス新潟株式会社
指定年月日	令和2年8月1日
定員	3人

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

事業所名	裏館倶楽部
所在地	三条市西裏館三丁目6番54号
設置者名	社会福祉法人あさひ共生福祉会
指定年月日	令和2年8月15日
定員	29人

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	裏館倶楽部
所在地	三条市西裏館三丁目6番54号
設置者名	社会福祉法人あさひ共生福祉会
指定年月日	令和3年4月1日
定員	18人

(4) 看護小規模多機能型居宅介護

事業所名	あさひナーシングセンター
所在地	三条市西裏館三丁目6番54号
設置者名	社会福祉法人あさひ共生福祉会
指定年月日	令和3年4月1日
登録定員	29人